静岡県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年2月9日

静岡県監査委員 青木清高 静岡県監査委員 城塚 浩 静岡県監査委員 吉川雄二 静岡県監査委員 佐野愛子

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
総合計画課	平成29年 9 月28日

【監査の結果】

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 地方創生の着実な推進

3 内容

総務省の「住民基本台帳人口移動報告」(平成28年結果)によれば、本県の転 出超過数は6,390人と、平成27年度に比べ増加し、順位も全国ワースト4位と厳し い状況が続いています。

県では、平成27年10月に策定した「美しい"ふじのくに"まち・ひと・しごと 創生総合戦略」の着実な推進を図るため、産官学金労言の各界各層の代表者等で 構成される「県民会議」や、未来の主役である若者たちと長期ビジョンで展望す る人口減少社会を見据えた戦略を議論する「次代を担う若者たちによる県民会 議」を設け、人口減少社会の克服に向け、地方創生に取り組んでいるところで す。

こうした会議の場で出された意見を集約するとともに、幅広い県民の英知を結集し、今後の施策に積極的に反映させ、オール静岡で総合戦略に基づく事業に取り組み、その適切な進捗管理、改善を行い、地方創生の着実な推進に努めてください。

【措置の内容】

「美しい"ふじのくに"まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進を図るため、「県民会議」や5つの圏域ごとの「地域会議」等による戦略の進捗や成果に対する外部評価を徹底し、PDC Aサイクルによる施策の見直しや改善を行い、オール静岡で取組を推進していきます。

また、「次代を担う若者たちによる県民会議」の委員が中心となって、ワークショップ(全5回) を開催し、理想の未来の静岡県の姿とその実現に向けたアイデアを「若者が望む社会のあり方」とし て取りまとめました。

今後も、総合戦略の取組について県民会議等と連携・協働しながら推進していくとともに、毎年度の外部評価を徹底し、PDCAサイクルによる施策の見直しや改善を行い、戦略の実効性を高めていきます。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
地域外交課	平成29年 9 月 28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 地域外交の展開

3 内 容 現在、地域外交施策の展開については、地域外交基本方針に基づき、「地域間

の交流」から「通商の推進」へとレベルを上げた取組を進めているところであり、部局横断的な課題に対しては、「通商推進プロジェクトチーム」を設置し、

体制を強化して取り組んでいるところです。

また、地域間での交流や県内企業の海外進出が進むなど、民間を含め全県を挙

げた取組による成果も得られています。

静岡県と各国・地域がともに実のある交流へと深化するよう施策を進めるとと

もに、その成果を県民に対して広く情報発信するよう努めてください。

【措置の内容】

本県では、観光、経済、教育・文化など様々な分野における交流を通じて各国・地域との信頼関係を構築してきました。今後は、県民の皆様や県内企業がより多くの恩恵を享受できるよう、戦略的な海外需要の取り込みやマーケティング戦略に基づく海外展開を通じて、地域経済活性化のための通商促進など、新たなステージでの実のある関係構築に向け、部局横断的に緊密に連携し、積極的に地域外交を推進していきます。

地域外交施策の成果については、これまでも県のウェブサイトや県民だより等の広報媒体を通じて 周知しているほか、年2回、海外駐在員の帰国報告会を県民向けに開催しているところであり、今後 とも県民に対して広く情報発信するよう努めます。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機政策課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 第 4 次地震被害想定及び静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の取 組と周知

3 内 容 第4次地震被害想定を踏まえた「静岡県地震・津波対策アクションプログラム

2013」に基づき、平成25年度から平成34年度までの10年間で想定される犠牲者を 8割減少させることを目指していますが、平成27年度までの減災効果の試算が概 ね3割程度であったことなどを踏まえ、平成29年2月にアクションプログラムの

見直しやアクションの追加が公表されています。

引き続き、より減災効果が上がるよう、県民や行政、防災関係機関等が一体と なってアクションプログラムの着実な実施に努めてください。

【措置の内容】

アクションプログラムのなお一層の推進を図るため、副知事を本部長として、平成29年8月18日に 「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013推進会議」を立ち上げました。

進捗の遅れているアクションの取組の加速や全庁的連携による効果的な施策展開を図り、目標達成 に向け推進します。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機情報課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 自主防災組織の担い手の育成・活用

3 内容 自主防災組織は、災

自主防災組織は、災害発生時には初期消火や被災者の救出・救助、情報収集や 避難所の運営など、大変重要な役割を担う組織ですが、役員の高齢化やリーダー 不足、女性役員が少ないことなどが課題となっています。また、平成28年4月の 熊本地震においても、自主防災組織の役割の重要性が改めて認識されたところで す。

地震防災センター等において人材育成研修などに取り組み、多数の者が知事認 証を取得するなど成果が表れていますが、それらの人々が自主防災組織に効果的 に活用されるよう、市町との連携強化に努めてください。

【措置の内容】

自主防災組織の代表者に加え、男女共同参画、災害ボランティア等、多様な委員により構成される「地域防災活動推進委員会」の開催や、各危機管理局単位で自主防災組織の代表者、市町担当課が同席する「地域自主防災組織活性化連絡協議会」の開催等により、自主防災組織、市町及び県との連携を強化し自主防災組織の活性化に努めます。

また、熊本地震においては、避難所の運営が課題となったことから、県が作成した「避難所運営マニュアル」を女性や要配慮者等多様な視点を踏まえた改訂を進め、自主防災組織が円滑に避難所運営をできるよう市町と連携し支援します。

さらに、地震防災センター等において育成した防災人材の情報を集約・発信する「地域防災人材バンク」制度の活用を推進することで、育成した人材が地域で活躍できるよう引き続き努めます。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機対策課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 歳入の会計年度の誤り

3 内 容 防災施設中継所に市町が設置している無線設備に係る電気料の調定について、

歳入の会計年度を誤っていた。

【措置の内容】

書類作成の手順や注意すべき点等を記載した作業手順書を作成し、班内で共有することで事務処理 の水準の統一を図るとともに、班員同士、誰とでもダブルチェックが行える体制とし、再発防止に努 めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
人事課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 コンプライアンスの徹底

3 内 容 平成28年度に懲戒処分された職員は合計10人で、平成27年度に比べ1人増加

し、ここ5年間では平成25年度と並んで最も多い人数となっています。平成28年度は職場意見交換会の実施、技術職員や臨時・非常勤職員を対象とした研修を新たに開始するなど、研修の強化にも取り組んでいますが、職員に対しコンプライアンス意識のさらなる徹底を図るとともに、対策の見直しや改善を図り、県民の

信頼回復に努めてください。

【措置の内容】

平成28年度には事務放置や不適正な事務処理といった職場内におけるチェックの甘さが招いた不祥 事案が複数発生したことを踏まえ、平成29年度には、支払や契約等定型的事務を対象とした事務処理 チェックを年間を通じて実施しています。

さらに、職員間の連携を強化し不祥事の兆候を早期に発見することにより不祥事の発生を未然に防止することを目的として、「きずなで高めるコンプライアンス」をスローガンに、コンプライアンスに関するメッセージを記載したマグネットシートの配布や、各職場において実施する「5分間夕礼」等の取組を行い、各職場の管理監督職員が中心となって、懸案を抱える職員を職場全体で支えあう体制づくりを進めています。

今後とも、このような取組を通じて職員のコンプライアンス意識の一層の向上を図るとともに、不 祥事を許さないという職場づくりを進め、県民の信頼回復に努めていきます。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
市町行財政課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 支出事務の放置

3 内 容 平成27年度の土地評価協議会の速記料及び委員への報償費、旅費の支出につい

て、平成28年度に業者から問い合わせがあるまで放置していた。

【措置の内容】

平成28年度末に課長代理から各班長に対し、班内での支払い手続が全て完了しているかを確認するよう指示をし、その結果を報告させるとともに、出納整理期間中(次年度4月から5月まで)に、財務会計システムにより支出漏れがないことを最終確認しました。

また、所属職員全員の遵法意識を徹底するため、平成29年5月に、この事案をテーマに意見交換会を行い自分達の問題であるという意識を深めるとともに、11月には、所属職員全員に対し会計処理を確実に処理しているか確認させるなどの取組を行いました。

今後とも、機会あるごとに、こうした取組を行い遵法意識の一層の向上を図り、支出事務の放置等 の再発防止に努めていきます。

監 査 対 象 機 関 監 査 結 果 報 告 年 月 日 くらし・環境部政策監 平成29年9月28日

【監査の結果】

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 移住・定住施策の取組の継続

3 内容

県内への移住・定住を促進させる事業に力を入れて取り組んでおり、平成28年度には目標人数を上回る成果をあげているところですが、一方で県外への人口流出は歯止めがかからず、人口減少が続いている状況となっています。

移住・定住促進にあたっては、豊かな自然環境の中で、生み、育て、学び、働く場の確保や、交通基盤、都市機能等の整備による生活の利便性の向上など、様々な施策と地域が一体となって推進することが大切です。

引き続き、県庁内、市町や関係団体等との連携をより一層深めつつ、事業の着実な推進に努めてください。

【措置の内容】

移住・定住促進に当たっては、平成27年4月に副知事を本部長とする「ふじのくにに住みかえる推進本部」を設け、現在、90の構成団体からなる官民一体の推進態勢を整えています。

県庁内では、移住希望者の幅広いニーズに対応するため、庁内会議の開催や関連施策調査を行い、 仕事、住まい、教育、医療・福祉、交通基盤等、移住・定住促進に関わる施策情報を整理・集約し、 関係部局相互の連携を図っています。

また、県は市町や地域団体等と連携して全県一体での取組を進めるため、推進本部の全体会や地域会議での情報共有のほか、移住希望者へPRを行う移住相談会やセミナーの開催、東京有楽町の"ふじのくにに住みかえる"静岡県移住相談センターでの市町出張移住相談の開催支援等を行っています。

さらに、移住希望者が求める情報を幅広くきめ細やかに提供するために、地域の魅力発信を行い、 移住希望者をサポートできる方を「しずおか移住応援団」として登録・紹介しています。

今後も引き続き「ふじのくにに住みかえる推進本部」を通じ、県庁内はもとより、市町及び地域団 体等と一丸となって移住・定住促進に取り組んでいきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
建築安全推進課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 静岡県耐震改修促進計画の推進への取組

3 内容

想定される巨大地震による住宅・建築物の倒壊被害から、一人でも多くの県民の生命を守り被害を軽減するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を推進しているところです。

平成28年度は、高齢者世帯等に対して補強計画を策定する専門家派遣制度や、特定建築物耐震化特別貸付制度を追加するなど、新たな取組が行われていますが、依然として、住宅の耐震化率は目標とする95%を下回っており、また、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率も低い状況であることから、平成32年度末の目標の達成に向けて、より一層の耐震化の促進に努めてください。

【措置の内容】

住宅については、引き続き、耐震化の進まない高齢者世帯への戸別訪問や耐震診断を実施していない方へのダイレクトメールの送付を実施し、平成28年度に拡充した木造住宅の耐震補強助成制度も活用して、人命を守ることを最優先にプロジェクト「TOUKAI-0」を推進しています。

平成29年度では新たな取組として、住宅の建替えや住み替えにあわせて既存住宅の解体を行う場合 も助成対象としました。

また、建築物については、従前からホテル・旅館に代表される不特定多数の者が利用する建築物の所有者への個別訪問を実施し、耐震化を推進していますが、引き続き、耐震化の重要性や支援制度等について丁寧に説明していきます。

今後も、想定される巨大地震から県民の生命、財産を守るため、市町と連携を図りながら一層の耐 震化の促進に努めていきます。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公営住宅課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 国税局消費税調査結果による消費税の修正申告

3 内 容 平成28年9月に確定申告を行った県営住宅事業特別会計の消費税について、名

古屋国税局による消費税の税務調査結果に従い、修正申告、追加納付を行った。

【措置の内容】

国税局の税務調査で、平成23年に契約をした県営住宅建築工事の課税仕入れの算定等において誤りがあり、その結果、消費税の納付が過少申告になっているとの指摘を受け、修正申告を行いました。

過少申告の原因は、課税仕入れ控除額の算定において、本来、消費税増税が行われた平成26年4月 以前に契約した金額は税率5%、平成26年4月以降に増額変更契約した金額については税率8%で算 定すべきところ、税務処理の認識不足によりすべての金額を8%で算定したこと等によるものです。

今後は同様の誤りが起こらないよう、消費税事務処理マニュアル等への本事例の記載や外部研修、 税理士相談等の積極的な活用により職員の税務知識の向上を図るとともに、消費税の積算担当者と工 事等担当者とで積算書類のダブルチェックを行う態勢を整え、適切な事務処理の徹底に努めていきま す。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
私学振興課	平成29年 9 月 28日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 私立高等学校等就学支援金受給資格認定申請書の紛失

3 内 容 私立高等学校等就学支援金に係る審査事務において、生徒1名分の受給資格認

定申請書を紛失した。

【措置の内容】

当該案件は、平成29年度私立高等学校等就学支援金に係る審査中に、私立高校1校から提出された、生徒の受給資格認定申請書のうち、1名分の申請書の所在が不明となったものです。

このため、職員に対し、個人情報の秘匿性、重要性を再度徹底するとともに、当該申請書類の管理 の徹底を図るよう指示しました。また、廃棄文書には「廃棄」の印を付した上で、全ての審査作業を 終え、学校へ返却するまでの間は廃棄しないこととし、併せて当該不要書類の廃棄(溶解)に当たっ ては、確実に廃棄文書であるかを2人で確認の上で廃棄することで、再発防止に努めています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
スポーツ振興課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 スポーツ王国静岡の復活に向けた取組の推進

3 内 容 平成28年度の国民体育大会の総合成績は16位と前年度の20位を上回りました

が、目標の8位以内には及びませんでした。平成32年の東京オリンピック開催を 見据え、トップアスリートやジュニア、指導者の育成など、関係団体と連携して 競技力の向上に引き続き努めるとともに、選手の活躍により県民に夢と感動を与 え、県民がスポーツへの関心を高め、親しむ機会の拡大を図るなど、スポーツ王

国しずおかの復活に向けた取組の推進に努めてください。

【措置の内容】

平成29年度の国民体育大会における皇后杯の成績は平成28年度の20位から18位となり成績が向上しましたが、総合成績は平成28年度より順位を下げた17位となり、目標の8位には届きませんでした。

今後も国民体育大会での成績向上と東京オリンピックへ本県出身選手がより多く出場することを目指し、関係団体との連携により、選手の競技力向上とジュニアの育成、指導体制の強化に取り組んでいきます。

また、県民スポーツ・レクリエーション祭やしずおかスポーツフェスティバルを県内各地で開催するなど、県民にスポーツをする機会を提供し、スポーツへの関心を高める取組を行っているところであり、引き続き、関係団体や市町と連携し、誰でも気軽に参加できるスポーツの機会を創出し、生涯スポーツの推進をしていきます。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
空港利用促進課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 富士山静岡空港の活性化

3 内容

富士山静岡空港の平成28年度の年間利用者数は約61万人となり、過去最高であった平成27年度の約70万人から12.5%減少したものの、過去2番目の人数となりました。国内線については利用者数が順調に増加していますが、国際線については中国路線の路線数減少などにより前年度から29.0%の大幅な減少となっています。

今後とも新規路線の就航促進や定期路線の利用拡大、静岡ツーリズムビューローとの連携を図るとともに、ターミナルビルの改築やその後に予定される新たな運営体制の構築により、空港及びその周辺地区の利便性や魅力の向上を図り、富士山静岡空港の活性化に努めてください。

【措置の内容】

富士山静岡空港は、立地の優位性や世界水準の観光資源を多く有し、今後の更なる成長が期待され、現在、旅客ターミナルビルの増築・改修による機能向上や公共施設等運営権制度による民間主体の空港運営の実現に取り組んでいます。

これらの取組に加え、「静岡ツーリズムビューロー」と連携した路線誘致活動や、平成29年7月の「訪日誘客支援空港」認定に伴う国の支援措置等を最大限活用し、国際線や国内線の新規路線誘致及び定期路線の増便の取組を大きく加速させ、空港の活性化に努めていきます。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
介護保険課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 介護人材の確保対策の推進

3 内容

介護職員数は年々増加しているものの、今後、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年には、更なる介護需要が見込まれ、介護サービスを支える人材の確保が必要とされています。平成37年の介護職員の需給は、9,000人近い不足が見込まれているほか、平成29年7月現在においても有効求人倍率が3.98倍と全産業の2.5倍以上の倍率となっているなど、介護人材の確保は引き続き喫緊の課題となっています。介護に関する社会的な理解を深める取組などを進めることにより、若い世代をはじめ幅広い層の介護職場への就労を促進するほか、介護職員が長く働くことのできる労働環境・処遇の改善など、介護人材確保対策の充実強化に努めてください。

【措置の内容】

介護に関する社会的な理解を深める取組については、介護の仕事のやりがい・喜び・感動を発信するため、小・中・高校生を対象に、福祉で働く職員等が学校を訪問して実施するセミナーの開催や、小学生親子を対象にした介護のおしごと体験教室の開催等のほか、就職活動を行う学生等に対しては、知事が委嘱した県内の若手介護職員"介護の未来ナビゲーター"を県内大学や就職ガイダンス等へ派遣するなど、若い世代への啓発に努めています。広く一般県民に対しては、介護事業者の紹介展示や介護福祉機器展などを行う介護の祭典"ふじのくにケアフェスタ"を開催し、介護の仕事の周知や理解普及に取り組んでいます。今後も幅広い層への情報発信に努めるとともに、市町と連携・協働して県民の理解を深める取組を推進します。

また、労働環境・処遇の改善については、社会保険労務士等の専門家を介護事業所に派遣し、キャリアパス制度の導入を支援しているほか、介護事業所の職場環境の整備・改善の取組を"働き甲斐ある介護職場"として認証し事業者の取組を促進するなど、介護職員が長く働きやすい介護職場づくりに取り組んでいます。

今後も、こうした介護職への理解促進、新規就業の促進、労働環境・処遇の改善、介護職員の資質 の向上など、介護人材確保対策の充実強化に積極的に取り組んでいきます。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
こども未来課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 ①メールアドレスの流出

3 内 容 特定教育・保育施設等における事故報告様式の変更の周知の電子メールを送信

する際、他の受信者にも判別可能な方式により一斉送信したため、受信者全員に

他の受信者のメールアドレスが流出した。

【措置の内容】

担当者によるメール送信前の最終確認を怠ったことにより発生した事案であり、送信直後に誤りに 気付き、直ちにすべての送信先にメールで謝罪するとともに当該メールの削除・廃棄を依頼しまし た。

再発防止策として、外部の複数の相手にメールを同時送信する際は、送信先のメールアドレスが「bcc」欄に入力されているかについて、送信前にメール作成者以外の職員が確認するよう、複数職員によるチェックの実施について徹底を図りました。

また、メール送信を含む個人情報の取扱いについても、機会を捉えて課内で確認を行うなど継続的な意識化を図っています。

なお、電子県庁課から平成29年9月25日付け情電第117号により通知があり、10月28日以降は全庁的にSDOメールの誤送信予防対策が図られたため、現在は送信メールに外部アドレスが含まれている場合は自動BCC化されて送信されることになりました。

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 ②メールアドレスの流出

3 内 容 県事業受託業者が電子メールを送信する際、他の受信者にも判別可能な方式に より一斉送信したため、受信者全員に他の受信者のメールアドレスが流出した。

【措置の内容】

県事業受託業者の担当者がメール送信前に当該業者の他職員の確認を受けることなく、メール送信を行ったことにより発生した事案であり、発覚後、直ちにメール受信者に対してメールにて謝罪し、該当メールの削除と廃棄を依頼しました。

再発防止のため、当該業者には次の事項を厳重に指導のうえ、改善状況の確認を行いました。

- ・ 個人情報の管理を厳重に行うこと。
- ・ 一斉メールを送信する際は、送信前にメール作成者だけでなく、複数の職員による確認を徹底 するなどのチェック体制をとること。

また、他の県事業受託業者についても個人情報の取扱にかかる調査を行い、適正な取扱いについて 指導を行いました。

併せて、メール送信を含む個人情報の取扱いについて職員に対し注意喚起を行うとともに、県事業 受託業者に対し個人情報管理に係る点検を行うなど、再発防止のため継続的に取り組んでいます。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
こども家庭課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 児童虐待防止対策の強化

3 内容

虐待相談件数は、社会の認知が深まったこともあり年々増加を続け、平成28年度の児童相談所における相談件数は2,496件と、前年度と比較し291件増加し、過去最多を更新しました。相談の種類別では配偶者への暴力で子どもが心理的ストレスを受ける心理的虐待が増加し、また、児童虐待による死亡児童数は前年度同数の2人と、目標値「ゼロ」を達成できない状況が継続しており、依然として児童虐待に歯止めがかからない実態を表しています。

今後、増加が予想される児童虐待相談に対し、児童福祉司の専門性の向上や妊娠・出産、育児期における発生予防・早期発見の取組、関係機関との連携を一層推進するほか、児童相談所の体制整備を着実に進めるなど、児童虐待防止対策の強化に努めてください。

【措置の内容】

当該児童虐待による死亡事案については、社会福祉審議会児童虐待検証部会において関係機関の関与の状況等の検証や再発防止等の検討等を行い、検討結果について市町等の関係職員に対し説明会等を通じて周知を図っています。

また、児童福祉法の改正により、平成29年度から都道府県に実施が義務付けられた児童福祉司に対する研修を実施するほか、児童福祉司を4名増員し児童相談所の体制強化を図っています。

さらに、死亡事案の多くが乳児であることを踏まえ、妊娠相談窓口(しずおか妊娠SOS)を周知するため、教育委員会等と連携し、県内公立高校の教職員や県内大学・短期大学に相談窓口案内リーフレットや携帯カードを配布しています。

関係機関との連携については、市町の子育て世代包括支援センターの設置を促進するため、同センターに配置する専門職の養成研修を実施するなど、児童虐待の予防に向け母子保健関係機関との連携強化を図っているほか、虐待対応に際して連携の欠かせない警察とは、110番通報に対応したケースの情報共有を徹底する新たな仕組みを構築し更なる連携強化を図るなど、今後も引き続き、児童虐待防止対策の推進を図ります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康増進課	平成29年 9 月 28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 ふじのくに健康長寿プロジェクト等の推進

3 内容

平成27年12月に国が発表した都道府県別健康寿命では、本県は全国トップクラスの健康長寿県となりましたが、脳血管疾患による死亡は全国に比べ1割多いなど、県内の特定健診データ分析から地域別に健康課題が明らかになりました。これを受け、健康長寿プログラムの普及を始め、5本柱による「ふじのくに健康長寿プロジェクト」を推進してきましたが、県内のメタボリックシンドローム該当者が増加しているなど、管理指標の目標値達成度は低いものとなっています。「ふじのくに健康長寿プロジェクト」の県民への浸透度を把握し事業の進捗状況を分析するとともに、管理指標の目的達成に向けて、取組の強化に努めてください。

【措置の内容】

メタボリックシンドローム該当者の割合も全国的にも低く、健康寿命もトップクラスですが、脳血管疾患による死亡は男女とも全国に比べ約1割多く、特定健診データ分析からは、「県東部と中部で高血圧症有病者が多い」など地域別の健康課題が明らかになっています。

平成28年度に引き続いて「第3次ふじのくに健康増進計画」に基づき、①健康長寿プログラムの普及、②健康マイレージ事業、③企業との連携、④健康長寿の研究、⑤重症化予防対策の5本柱による「ふじのくに健康長寿プロジェクト」を推進している。平成28年度から実施している企業・事業所による健康づくり事業所宣言は、これまで244事業所(平成29年8月31日現在)に宣言していただいています。

また、脳血管疾患と因果関係のある塩分摂取については、5年で5%の減塩を目指す「減塩55プログラム」の一つとして「ふじのくにお塩のとりかたチェック票」を作成し、地域・職域の健康教育の場で活用することで塩分摂取量の見える化を実現し、自らの生活習慣を改める動機付けとなっています。

加えて平成29年度は、同じく健康寿命の延伸を目指す「しずおか"まるごと"健康経営プロジェクト」と両輪で取組を進めています。取組の一つに、健康無関心層に働きかける健幸アンバサダー(健康情報の伝道師)養成があります。健幸アンバサダーからの発信により、本人及び身近な方々が健康長寿の3要素を実践する、また企業等においては、ふじ33プログラムを活用するきっかけとするなど、県が取り組む健康寿命延伸のためのプロジェクトの更なる浸透を図り、健康づくりへの関心を高め、県民一丸となった取組にしていくこととしています。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
労働政策課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 産業人材の確保・育成

3 内 容 本県の平成29年4月の有効求人倍率は1.51倍で、24年11か月ぶりにバブル期並

みの水準となり全国平均を上回って推移しております。有効求人倍率の上昇や労働力人口の減少により、多くの産業で人材不足が顕在化し、人材の確保が喫緊の課題となっていることから、本県が取り組むべき人材確保・育成施策の方向性を示すプランを平成29年度末に向けて策定作業中であると承知していますが、本県

産業の持続的な活力維持のため、産業人材の確保・育成対策を前倒しするなど、

適時、適切な対策の実施に努めてください。

【措置の内容】

平成29年7月に産業界、労働界、教育界等からなる「産業人材確保・育成対策県民会議」を設置し、この会議で出席者からいただいた御意見を踏まえ、人材不足の解消に直接効果のある緊急対策をとりまとめ、平成29年9月補正で予算化するとともに緊急対策に連動した事業を前倒しで実施しております。

今後は、平成29年度末を目途に「産業人材確保・育成プラン」を策定し、本県産業の持続的発展に向けて、社会総掛かりで産業を支える人材の確保・育成に取り組んでまいります。

監査対象機関	監査結果報告年月日
農業戦略課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 指摘

2 件 名 交通違反 (酒気帯び運転) の発生

3 内 容 農業戦略課の職員は、平成29年5月、公務外において酒気帯びの状態でミニバ

イク(原動機付自転車)を運転した。

【措置の内容】

本件発生後直ちに、経済産業部として「部内臨時局長会議」「部内臨時所属長会議」を開催し、逮捕に係る事実報告と、綱紀の厳正保持についての指示を行いました。具体的には、重大な交通事犯を起こすことがないよう所属内への周知を徹底すること、また、課内ミーティングなどを通じ、再犯防止に向けた意識付けをきちんと行うことなどです。

農業戦略課においても、臨時の課内会議を開催し、前述の事実報告及び指示を、農業戦略課長から 各課員に対して直接行いました。その後も、親睦会開催時における帰宅方法の確認などの措置を行っ ております。

今後も、課内ミーティングなどを通じて、飲酒運転防止や交通安全に関する意識の向上について継 続的に呼びかけ、再発防止に努めてまいります。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
農業ビジネス課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 農地集約化に向けた取組

3 内 容 農地中間管理事業は、平成26年度の開始以来年々実績を伸ばしており、平成28 年度末で累計1,295haを借り入れ、1,157haを貸し付けたものの、新規集積面積は

5%で全国平均13%と比較すると低い水準に留まっています。

今後はさらに、農地を効率的に活用し、農業経営の規模拡大を図るため、担い 手への農地集積・集約化を積極的に推進するとともに、経営発展を図る経営体の 育成や経営を担う新たな担い手を確保し、農業の生産力強化に努めてください。

【措置の内容】

平成28年度の農地中間管理機構からの貸付面積のうち、新規集積面積は189haで、国が定めた年間集積目標面積に対し、その比率が5%に留まり、全国35位でした。

その主な要因として、

- ・ 集積を進めやすい水田を中心とした他県に比べ、本県の耕地面積の約4割が、集積が難しい茶 園などの樹園地であり、機械化が困難で、管理負担が大きい園地が多いこと
- ・ 水田や畑においても、貸し出す側の情報収集が不十分なため、借受希望者とのマッチングが進まなかったこと

が、挙げられます。

そのような状況を踏まえ、平成29年度は以下のような取組を行い、農地中間管理事業により1,000haの農地集積を目指しています。

- ・ 平成28年度から始めた「茶園集積推進事業」は、県内13市町で、隣接する茶園の畝方向の統一、管理機械の旋回スペースの整備等を進め、茶工場の中心となる担い手等へ茶園の集積を進めております。
- ・ 果樹園については、将来の産地計画を立て、構造改革を行っている、18の「産地協議会」の果 樹産地構造改革計画に農地中間管理機構が参画し、担い手の規模拡大などの意向を把握し、貸出 し希望のある農地と担い手のマッチングを行っております。
- ・ 農地情報の収集や農地中間管理事業の活用を働きかける農地利用最適化推進委員が平成29年度 末までに33市町の農業委員会に配置されることから、研修会を通し、その役割の理解を深めると ともに、市町が開催する地域の話し合いに参加することにより、更に多くの貸出農地を農地中間 管理機構に集めてまいります。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
お茶振興課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 静岡茶の消費拡大に向けた支援

3 内 容 本県の茶業は、茶の消費構造の変化や担い手の高齢化、担い手不足などにより

厳しい状況にあり、平成28年度は、茶園面積が17,400ha (対前年△400ha)、生産量が30,700t (対前年△1,100t) と年々減少傾向にあります。一方、世界的な健康志向の高まりにより、消費者ニーズは多様化しています。新たな需要創出に向け、ブランド力の強化や多様化する消費者の嗜好に対応した様々な茶の生産な

ど、静岡茶の一層の消費拡大に努めてください。

【措置の内容】

静岡茶の消費拡大には、消費者のニーズに対応した茶葉の生産と商品開発、販路拡大を支援していくとともに、静岡茶の魅力等を効果的にアピールすることが重要と考えています。

県では、市場ニーズの高まっている抹茶や有機茶等の生産を支援するとともに、香りに特徴があり 女性に好まれるお茶などの新たな商品開発を支援しています。

また、国内外において着実に販路を拡大するため、全国の主要都市や、北米、欧州で開催される商 談会への茶業者の出展を支援しています。

平成29年度からは、県内の魅力ある茶産地のブランド化を図り、ひいては静岡茶全体のイメージアップにつなげるため、トップブランドプロモーション事業を新たに行っています。

さらに、平成30年3月に「ふじのくに茶の都ミュージアム」を開館し、茶に関する文化、産業、学 術、観光の各分野の情報集積、発信機能を持った拠点として活動を進めます。

今後も、静岡茶のさらなる消費拡大に向けて、このような取組による支援を強化していきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士農林事務所	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 囲いわなの盗難

3 内 容 平成28年度森林被害緊急対策事業 (シカ対策) により購入した「囲いわな」が

盗難にあった。

【措置の内容】

盗難が判明した平成29年6月26日に、警察署に盗難届を提出し、その翌日の6月27日に、育種場内において、他に盗難が発生していないことの確認とともに、倉庫、堆肥舎等全16戸の建物の施錠状態についての点検を行いました。

今後における盗難防止のため、鍵設備のない建物についても鍵を取り付けることとし、平成29年7月27日に全建物について鍵の取付けを完了しました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
農林技術研究所	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 ①建設工事の不適切な契約方法

3 内 容 平成28年度に実施した温室及びビニールハウスの修繕工事において、静岡県建

設工事執行規則第5条の請負者の資格要件を満たさない者と契約を締結してい

た。

【措置の内容】

本件は、工事の契約事務手続に関する知識・経験不足から、請負者の資格要件について誤った認識で事務手続を行い、建設工事に係る競争入札参加資格のない者と契約を締結したものです。

今後は、契約事務研修の受講等により知識の習得に努めるとともに、工事の契約事務手続を行う際に、請負者の資格要件を記載した「見積参加者選定表」を作成することで、複数の職員による資格要件の確認を徹底し、再発防止に努めます。

また、その他の工事の契約事務手続及び施工管理に当たっても、複数の職員によるチェックを徹底し、適切な事務の実施に努めます。

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 ②交通加害事故の発生

3 内 容 平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が3件発生してい

た。

【措置の内容】

交通加害事故の防止については、これまでも、交通安全マニュアルやアルコール検知器配備等の体制整備、安全標語の掲示やのぼり旗設置等の視覚的な注意喚起、メールによる交通安全の呼び掛けや運転前の声掛け等の意識啓発、「コンプライアンス通信」や「安全運転管理しずおか」による安全運転技術の向上等を行っておりました。

しかし、平成28年度に農林技術研究所本所での加害事故が多発し、その主な原因が職員の不注意によるものであったことから、さらなる意識啓発が必要と考え、本所では新たに「交通安全の庁内放送」を各科持ち回りで毎週実施し、職員自らが交通安全を呼び掛ける取り組みを行いました。

また、職員参加型交通安全講習会の実施について、本所は平成29年度に実施する計画でありましたので、早期に講師派遣機関と調整し、全職員を対象として10月に実施したところであります。

今後も、機会あるごとに交通事故防止対策や交通安全対策に取り組み、職員の意識啓発と安全運転 技術の向上に努めてまいります。

監査対象機関	監査結果報告年月日
交通基盤部政策監、建設業課、技術管理課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 建設産業における担い手確保対策の推進

3 内 容 建設産業においては、担い手が減少し労働力不足が危機的な状況となっている ことから、将来を担う若者の入職・定着を促し、担い手を確保することが喫緊の 課題となっています。

産・学・官が連携し、建設現場における労働環境の改善に努め、さらに戦略広報による理解促進やICT活用による建設現場の生産性向上に取り組むなど、魅力ある産業を目指すとともに、経済産業部就業支援局との連携を図りながら将来の担い手確保の推進に努めてください。

【措置の内容】

本県においても、建設産業従事者の高齢化や若年層の減少により、10年後に約1万人の建設産業従事者が減少することが見込まれています。一方で、防災・減災、社会資本の老朽化対策や災害復旧など建設産業の役割はますます増大しています。

このため、経済産業部就業支援局において策定する産業人材確保・育成プランを踏まえながら、現状の労働生産力を維持するため、先端技術の活用による生産性の向上や働き方改革に関わる制度改善、人材育成の推進に取り組んでいきます。

具体的な取組として、平成28年度から取り組んでいるICTを活用した工事を推進するため、ガイドラインの改善や研修会の開催により、早期に中小規模事業者への普及を図り、建設現場の生産性向上を推進します。

また、建設産業の労働生産性を上げて、経営力を向上させるため、現在下半期にピークのある工事の稼働件数について、4月・5月の工事発注を増やし、施工時期の平準化対策を更に進めていくとともに、建設工事現場における週休2日の実現等、入札制度を改善していきます。

加えて、「静岡どぼくらぶ」を活用した戦略的な広報をしていくことで、官民が連携して、建設産業の理解促進を図り、離職防止や将来の担い手確保につなげていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
河川企画課、河川海岸整備課、土木防災課、	75-200F 0 F 00 F
砂防課	平成29年 9 月 28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 土砂災害と河川災害の予防対策の推進

3 内 容 近年、集中豪雨による急傾斜地等の土砂災害や河川堤防の決壊による浸水被害

が全国各地で頻発しています。

引き続き、急傾斜地崩壊対策などの施設整備や土砂災害警戒区域の指定を推進するとともに、河川整備の推進や洪水ハザードマップの作成支援に取り組み、豪雨等による災害の未然防止に努めてください。

【措置の内容】

急傾斜地崩壊対策などの施設整備については、限られた予算の中、人家が集中し事業効果の高い箇所を優先的に進めるとともに、高齢者の増加や自然災害の頻発化に対応するため、要配慮者利用施設や防災拠点、緊急輸送路等を防御する箇所への重点化を図っていきます。

土砂災害危険箇所における警戒区域の指定については、平成27年度に新規抽出した箇所を含む 18,581箇所を平成31年度までに完了することを目標に推進していきます。

また、土砂災害のおそれのある区域を住民に知らせるため、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表を速やかに行うとともに、関係部局や市町と連携して地元説明会を開催し、避難時期や、とるべき行動など、防災知識の普及にも努めていきます。

今後とも、関係部局や市町と連携し、ハード、ソフトの両面による総合的な土砂災害対策に取り組んでいきます。

河川整備の推進については、社会資本整備重点計画に基づき、近年、浸水被害があった河川を優先的に、引き続き、国の交付金や県単独事業により河川整備を推進し、浸水被害の防止に努めていきます。

また、平成27年7月の水防法の改正を踏まえた最大クラスの降雨による洪水浸水想定区域の指定を 着実に進め、引き続き、市町が実施する洪水ハザードマップの作成やタイムラインの策定への支援な どと併せ、逃げ遅れによる犠牲者ゼロを目指した減災対策を進めていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
河川企画課、河川海岸整備課、港湾整備課、	76-200T 0 R 00 R
漁港整備課、農地保全課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 津波対策の推進

3 内 容 第4次地震被害想定を踏まえ「静岡県地震・津波対策アクションプログラム

2013」を策定して、人命を守ることを最優先に、ハード・ソフトの両面から津波

対策に取り組んでいます。

平成29年度で5年目を迎えることとなりますが、地域住民との合意形成に時間を要していることなどから津波対策施設(海岸)の整備率が1%にとどまるな

ど、進捗率の低い事業があります。

関係機関と連携を強化し施設整備を加速化するとともに、特に伊豆半島沿岸に おいては合意形成に取り組み地域の実情に応じた整備手法を明らかにし、早期に 着手できるよう津波対策の推進に努めてください。

【措置の内容】

レベル1津波に対する津波対策施設(海岸)の整備については、防護すべき海岸延長約291kmのうち、これまでの整備により、既に約60%にあたる169kmで必要な高さが確保されています。アクションプログラムは、残り122kmに対する平成34年度末の整備率を指標としており、平成28年度末時点の整備率は、目標の65%に対して約1%となっています。

これは、国の最新の知見に基づくレベル1津波高の見直しが平成27年6月に行われ、この公表結果を踏まえて各地域での合意形成に着手したことが主な要因ですが、平成28年度末までに対策が必要な河川や海岸112箇所のうち、合意形成が図られた54箇所において調査設計や工事を進め、9箇所で整備を完了したところです。

整備が必要な海岸延長の約半分を占める伊豆半島沿岸では、50地区で地区協議会を開催し、津波防災と景観・観光・漁業等との調和を図るため、ハードとソフトの両面から地区の実情に応じた対策の在り方について、合意形成に向けた議論を重ねています。平成29年10月に熱海市5地区、同年11月に伊東市10地区において津波対策の方針がまとまりました。その他の地区においても、住民等との合意形成を加速させ、津波対策の方針を取りまとめていきます。

今後も引き続き、国に対して予算枠の拡大を働きかけ、減災効果の大きい箇所から防潮堤の整備を 着実に推進するとともに、ソフト対策との最適な組み合わせにより効果の最大化を図り、減災目標の 達成に向けてスピード感をもって取り組んでいきます。

また、津波対策施設として位置付けられた農地海岸施設については、関係する市町、地元と調整を行い、整備方針を検討しています。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
生活排水課	平成29年 9 月 28日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 消費税の納付遅延

3 内 容 流域下水道事業特別会計に係る平成27年度の消費税の納付が期限に遅れ、延滞

税が発生した。

【措置の内容】

本件は、担当職員の消費税の納付手続に対する認識不足やチェック体制の不足によるもので、平成28年10月12日に納付漏れが発覚した後、翌13日に納付を行い、その後の延滞税も速やかに納付しました。

平成28年11月より、税金等の定期的な支払について支出票を起票すべき時期を記した一覧表を作成するとともに、複数職員によるチェック体制を強化して再発防止に努めています。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士土木事務所	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 指摘

2 件 名 交通加害事故の多発

3 内 容 平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生してい

た。

【措置の内容】

交通加害事故の発生時、所長が、事故を起こした職員に厳重注意をするとともに、定例課長会議で、交通安全の徹底と交通事故防止に万全の注意を払うよう指示しました。

また、平成29年2月に、駐車場内での事故が続いたため、交通安全緊急対策会議を開催し、注意喚起をするとともに、3月末まで、職員退庁時等の交通事故防止の声掛け運動を実施しました。

さらに、平成29年7月から、各課単位で、毎朝、職員が交代で「ゆとりをもって運転を」、「車庫入れ注意!」等の表示板を今日の目標として周知し、意識啓発を図っています。

今後とも、一層の交通安全意識の向上と綱紀の厳正保持を図り、交通事故の防止に努めます。

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 建設工事現場等における第三者事故の多発

3 内 容 平成28年度に実施した道路改築工事等で第三者事故(物損)が4件発生してい

た。

【措置の内容】

4件の物損事故については、各々の原因である破損させた水道管の復旧、自転車及び歩行者の通行に対する安全措置を指示するとともに、これらの再発防止策の内容を監督員が確認してから、工事の再開を認めました。

また、当事務所の課長以上の職員及び検査監からなる「建設工事等安全管理推進委員会」を開催し、原因の把握と再発防止策の検討を行い、請負者に対する指導注意を行いました。

さらに、建設業労働災害防止協会静岡県支部富士分会に対して、今回の物損事故の事例周知と対策について、文書による注意喚起を行いました。

今後とも、監督・検査業務や事前予告なしの安全パトロール等を一層強化し、事故原因となる事象 の安全対策について拡充を図ることにより、再発防止に努めます。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井土木事務所	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 指摘

2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発

3 内 容 平成28年度に実施した建設工事及び業務委託において、第三者事故(物損事

故)及び工事等の関係者事故が12件発生していた。

【措置の内容】

工事事故が発生した場合は、第三者事故か否かにかかわらず、所内の課長級以上職員と検査監を委員とした「建設工事等安全管理推進委員会」を速やかに開催し、個別に事故発生の原因と再発防止の措置について検討し、請負業者に文書注意や指導注意等を行っています。

また、請負業者全体に対しては、建設業協会等に工事現場での安全対策の徹底について文書で通知 しており、県や当事務所で作成した事故事例集等の資料も提供しています。加えて、平成28年度行っ た「工事事故撲滅プロジェクト」により始まった『工事事故防止に関する特記仕様書』(現場周辺の ハザードマップの作成、掲示といった事項含む)の添付等の対策を継続して行っています。

その他、予告なしで行う工事現場の安全パトロールを月2回のペースで定期的に行っています。

平成29年度上半期は、不定期のものも含めると実施日数21日、累計参加人数69名、延べ117箇所の工事現場で安全パトロールを行いました。今後は、袋井建設業協会、磐田労働基準監督署、当事務所の3者による合同パトロールの実施も2回計画しています。

さらに、工事事故防止に関する講習会を、建設業協会が主催する講習会への参加も含めて9月末までに3回開催しました。このうち、7月に開催した講習会においては、第三者事故の防止に重点をおいて、「建設工事公衆災害防止対策要綱」の解説を行いました。

なお、例年下半期には発注件数の増加に伴い、工事事故が増加する傾向が見られるため、今後も上 記の対策を引き続き行い、事故防止に努めていきます。

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 河川占用料の徴収誤り

3 内 容 河川占用料の算定方法等を誤ったことにより、平成23年度から27年度までに占

用料の誤徴収が発生していた。

【措置の内容】

本件は、河川占用料の算出に際し、電柱の支線は、延長に関係なく1本として計算すべきところ、 延長により計算していた等の理由により発生したものです。

平成27年度中に、過去5年間に遡って算定金額の検証を行い、誤徴収の有無を調査しました。 その結果に基づき、全ての占用者に説明の上、平成27年度から28年度に還付及び追加徴収を行いま した。

再発防止策として、同様の誤りが生じないように、チェックリストにより課員、班長及び総務班長が相互にチェックを行い、適正な徴収に努めています。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
がんセンター局	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 交通加害事故の発生

3 内 容 平成28年度に、通勤途上における交通加害事故が7件発生していた。

【措置の内容】

当該職員に対しては、事故直後に総務課にて事故防止について丁寧に指導するとともに、所属長を 通じ厳重注意を行いました。また、がんセンター局内の各管理会議において、職員の交通安全意識の 向上及び交通安全の徹底を呼び掛けるとともに、特に事故件数の多い看護部門に対しては、部内会議 においても交通事故削減に向けた呼び掛けを率先して行っています。

さらに、職員に交通安全の重要性をより深く認識してもらうため、平成29年12月1日、裾野警察署 交通課長を講師に招き、交通安全講習会を開催しました。平成29年度からは、業務等により欠席した 職員を対象に、パソコンでのビデオ受講が出来る環境を整備し、一人でも多くの職員が受講できるよ うにしました。

年末年始及び交通安全県民運動期間中等においては、交通安全意識の啓発について職員用電子掲示板に掲示し、注意喚起しているほか、今後、当センター周辺の交通事故マップを適時更新し、安全運転のポイント等の情報を定期的に発信していきます。

今後とも、県民の信頼を損なうことがないよう、一層の交通安全意識の向上を図り、交通事故の防止について徹底します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
人事委員会事務局職員課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 支出負担行為伺の合議の遅延

3 内 容 平成28年度県職員募集総合案内等制作業務委託において、支出負担行為伺の出

納審査課への合議が遅延していた。

【措置の内容】

支出負担行為伺の出納審査課への合議について、平成29年8月から、支出負担行為伺の決裁欄に線を引き、出納の表記をすることにより、決裁区分を明確にしました。

今後は、上記措置に加えて、財務会計システム上での決裁状況を複数の職員が確認し、また、会計 事務研修の受講により、契約事務手続に関する知識を習得し、再発防止に努めます。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課	平成29年 9 月 28日

1 監査結果の区分 指摘

2 件 名 交通違反 (酒気帯び運転) の発生

3 内 容 教育総務課の職員は、平成29年4月、公務外において酒気帯びの状態で乗用車

を運転し、交差点で一時停止していた前方車両に追突する物損事故を起こした。

【措置の内容】

本案件を受け、次のとおり教育委員会事務局及び学校に指導をしました。

- 1 事案発生の翌日、本庁各課長による臨時課長会を開催し、教育長から事案の概況説明をし、全職 員が、不祥事根絶に向けた意識の徹底を図るよう指示しました。
- 2 事案発生の翌朝、事務局全職員及び全教職員へメール等により飲酒運転再発防止の注意喚起を 実施しました。以降、定期的に注意喚起メールを事務局全職員へ配信しています。
- 3 平成29年6月を飲酒運転根絶取組月間として設定し、県教育委員会より校内研修資料「飲酒運転 根絶に向けて」を配布し、事務局及び小中学校、高等学校、特別支援学校において研修を実施しま した。
- 4 平成29年6月から、県立学校全教職員向けにパソコンネットワークの利用による e ラーニング研修(交通事故削減プログラム)を実施しています。以降、毎月1日にプログラムを更新し、受講を呼びかけています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課、義務教育課、高校教育課、	77-200 T O B 00 B
特別支援教育課	平成29年 9 月 28日

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件 名 教職員の不祥事根絶への取組
- 3 内 容 県教育委員会では、教職員の不祥事根絶に向けた多角的な取組を実施していま すが、依然として、酒気帯び運転などの不祥事が多発しています。

平成28年度の懲戒処分件数は昨年度から9件増加して24件となり、県教育委員会の記録が残る平成8年度以降で最多となっています。また、校種別に見ると、小中学校合計の懲戒処分件数も過去5年間で最多の13件です。

県教育委員会が一丸となり、市町教育委員会とも連携・協力をしながら、昨年 度の取組を総点検の上で、原因分析に基づく実効性のある対策の徹底を図り、個 々の教職員のコンプライアンス意識を高めるとともに、不祥事を許さない組織風 土の浸透に努めてください。

【措置の内容】

平成28年度の懲戒処分事案のうち、交通事犯に関するものが8件(うち、飲酒運転4件)と平成27年度以前に比べて大幅に増加しています。また、不祥事の処分をする都度、通知等による注意喚起をしてきたにもかかわらず、不祥事が発生していることから、不祥事を他人事として捉えないような伝え方や教職員一人一人へ浸透させる注意喚起が必要であると考えています。このようなことから、平成29年度は次のような取組を計画し、実施しています。

- 1 交通事犯根絶に向けた取組の強化
 - (1) 飲酒運転根絶研修の全学校実施

全学校における飲酒運転根絶研修を実施しています。

- ・ 平成29年4月 「飲酒運転根絶スタート月間」として設定しました。
- ・ 平成29年5月 「飲酒運転根絶のために」を各学校に配布(校内研修資料)しました。
- ・ 平成29年6月 飲酒運転根絶に特化した校内研修を実施しました。
- ・ 平成29年12月~平成30年1月 「飲酒運転根絶取組強化期間」として設定しました。
- (2) アルコール検知器の配布・活用

各県立学校に校内研修等で活用するために、アルコール検知器を配布しました。事務局においては、公用車使用前に検知器による測定を実施しています。

また、各学校では職員に貸出しを行うとともに、出勤時の抽出検査等を実施しています。

(3) 事故削減プログラムの県立学校教職員に対する直接配信等 県立学校教職員一人一人に向け、事故削減プログラムを直接配信し、交通事故防止に向けた取 組を実施しています。毎月1日にプログラムを更新し、教職員一人一人に受講を呼びかけております。これまでの受講率は各月60~70%であり、今後も受講を呼びかけていきます。

また、プログラム配信元である保険会社から小中学校、高校、特別支援学校の校内研修に講師を派遣しています。

2 教育活動の悩みによるストレスへの対応

十分な相談時間の確保及び希望面談への対応を図るため、教職員サポートルーム相談員を平成28 年度の3名から4名に増員し、より多くの教職員の悩みについて相談できる体制をつくりました。

3 小中学校教頭会における不祥事根絶研修の実施

平成29年8月に実施された教頭会において時間を設け、不祥事根絶に向けた研修を実施しました。事例や臨床心理士の分析等を紹介しながら、各学校における取組を依頼しました。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康体育課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 子どもの体力向上の推進

3 内容

スポーツ庁が公表した平成28年度全国体力テストの結果を見ると、県内公立小学校5年生男子は、8種目中5種目で全国平均を下回り、体力合計点も調査開始の平成20年度以降初めて全国平均を下回りました。また、体力合計点と5種目において、過去のワースト記録を更新しています。

さらに、新体力テストで全国平均を上回る種目の割合が、後期アクションプランの数値目標に設定されていますが、その目標値100%(平成29年度)に対して、平成28年度の小学生の結果が51%と大きな乖離が生じており、平成27年度の80.2%からも下降しています。

学童期等のスポーツは、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。昨年度の取組を総点検し、原因分析に基づく実効性のある対策を取り入れるなど、市町教育委員会と連携・協力して、子どもの体力向上の推進に努めてください。

【措置の内容】

県教育委員会では、平成27年度から、有識者や校長、市町教育委員会指導主事を委員として、子供 の体力向上推進委員会を設置し、全国体力テスト結果の分析、体力向上の方策を検討しています。

子供の体力向上推進委員会では、平成28年度全国体力テスト及び新体力テストの結果を受け、子供の体力向上のためには、保健体育授業での指導力の充実や運動が好きになるような環境整備が重要であることから、指導主事研修会等による意識の啓発や学校体育実技指導協力者派遣事業、体力アップコンテスト等の取組について検討されました。

この検討を踏まえて、平成29年度は次の事業を実施しております。

1 体育主任研修会

平成29年4月に静東・静西教育事務所それぞれ、悉皆により体育主任研修会を実施しました。この研修では、本県児童・生徒の体力低下の現状と、体育の授業だけでなく学校生活の中における体力向上の取組と、具体的な実践方法について講義しました。

2 学校体育実技指導協力者派遣事業

小学校の教諭の体育における指導力の向上を図るため、実技指導協力者を派遣し、授業における 支援をしております。平成27年度は投能力主体に、平成28年度から走力や調整力など、総合的に子 供の体力を伸ばすことを目的に、陸上競技や器械運動、ボール運動など分野を広げ、平成29年度は 約40校で実施しております。

3 体力アップコンテスト

運動を楽しむことと運動時間の増加を目的に、体育の授業だけでなく、休み時間や昼休みに「8の字とび」や「みんなでジャンプ」などのチャレンジ種目の取組と成績優秀校の表彰を、平成16年度から推進しております。平成28年度は体力テストの結果を踏まえて、投能力向上をねらいとした「みんなでまと当て」という新種目を設定しました。また、平成28年度からは、新たに新体力テストで優秀な成果を収めた小学校を表彰しています。平成29年度は、取組の継続を図り、県内公立小学校の7割以上が参加しています。

4 「子どもの体力向上 ふじさんプログラム」

平成28年度に学校や先生方の協力で、現場感覚を重視した運動プログラムのデータベースを作成しました。平成29年度、体育の授業ですぐに活用できるように、インターネットで自由に視聴できるようにするとともに、研修等で周知しております。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
警務課	平成29年 9 月28日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 警察官の人材確保及び女性職員の活躍

3 内容

平成28年度の職員採用試験の応募者数が2,024人、受験者数が1,445人と、いずれも過去5年間で最も少ない人数でした。これまでもインターネットやSNSの活用、オープンキャンパス、インターンシップなどの取組を行っていますが、今後とも警察業務についての情報発信や理解促進などの取組を通じ、採用試験応募者数の増加、及び優秀な人材の一層の確保に努めてください。

また、警察業務においても様々な警察事象への的確な対応など女性の視点を活かすことが求められていることから、女性職員のキャリア形成支援や登用拡大、育児や介護等との両立、相談体制の充実など、女性職員が活躍し働きやすい職場環境づくりに継続して努めてください。

【措置の内容】

1 警察官の人材確保に向けた取組

優秀な人材の確保に向けて、次の取組を継続的に推進します。

- (1) 募集活動
 - ・ ホームページやSNSを活用した広報の実施
 - ・ リクルーター制度の活用
 - ・ オープンキャンパスの開催
 - ・ インターンシップの実施
 - ・ 高校や大学に対する訪問説明、企業ガイダンスの実施
- (2) 試験制度の見直し
 - ・ 第一次試験の複数会場での実施
 - 「自己推薦」試験区分の導入
- 2 女性職員の活躍に向けた取組

女性職員が能力を発揮できる職場環境づくりに努めるとともに、女性の視点を一層反映した警察運営を推進するため、次の取組を継続して実施します。

- ・ 女性職員の意識醸成のための部外講師による講演会等の実施
- ・ メンター制度の運用
- 相談電話の設置
- ・ 女性職員業務紹介パンフレットの作成
- ・ 育児休業中の職員を対象とした支援教養の実施
- ・ 女性職員の各分野への積極的登用

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
警察本部警務部監察課	T-200/T-0-1100 II
(随時監査)	平成29年9月28日

1 監査結果の区分 指摘

2 件 名 ①虚偽有印公文書作成・同行使事案の発生

3 内 容 県東部の警察署に勤務する警察官は、平成29年2月、事実と異なる内容を交通

事件原票に記載して作成し、担当課に提出した。

【措置の内容】

・ 本事案は、地域警察業務から長期間離れていた警察職員による非違事案であることから、発生所属 では、こうした警察官が交番等に配置となった際には、交番勤務に必要な実務のノウハウを業務指導 するなどの対策を講じました。

・ また、本部監察課による巡回指導、本部交通指導課による業務指導など取組を強化し、同種事案の 再発防止に努めています。

【監査の結果】

1 監査結果の区分 指摘

2 件 名 ②窃盗事案の発生

3 内 容 県東部の警察署に勤務する警察官は、平成29年3月、一般住宅において現金約

5万円を窃取した。

【措置の内容】

- ・ 本事案は、個人の財産の保護を責務とする警察職員による窃盗事案であることから、警察本部では、監察課による巡回指導、発生所属では、署長訓示、職員を小グループに分けたディスカッションを開催するなどの取組を強化し、警察職員が保持すべき職務倫理の保持の再徹底を図りました。
- ・ また、同種事案の再発を防止するため、署長、副署長等による職員の個々面接を通じ、個々の職員が抱えている心配事や悩み事を解消するための指導にも努めています。